

8 用語説明（五十音順）

= ホームページアドレス

あ行

えん

川崎市子ども夢パーク内に開設した不登校の子どもの居場所のこと。NPO法人により運営されており、参加しなければならないような決められたプログラムはなく、どのように過ごすかは自分自身で決められる。2003（平成15）年7月から事業を開始。

主に子どもが利用する施設

この行動計画の中では、こども文化センター、わくわくプラザ、川崎市子ども夢パークを指す。

親等

子ども（18歳未満）を養育している「親」及び「親に代わる保護者」をいう。「親に代わる保護者」は、里親や親権代行者などを指す。（条例第2条参照）

か行

学校教育推進会議

より一層開かれた学校をつくるために、学校教育法施行規則に定められた学校評議員制と、子どもの権利条例第33条に基づく仕組である「定期的話し合う場」の機能をあわせ持ったものとして市立の学校（園）に設置された会議。

かわさき教育プラン

幼稚園や市立の小・中・高・聾・養護学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育を対象とする、2005（平成17）年度から10年間の教育行政の基本的な計画。
<http://www.city.kawasaki.jp/88/88kikaku/home/plan/index/index.htm>

かわさき子どもの権利の日事業

市民との協働による「かわさき子どもの権利の日のつどい」、関係部署が行う関連事業や市が支援し市民が自主的に企画運営する事業など、子どもの権利条例第5条に基づき、毎年11月20日の「かわさき子どもの権利の日」前後に、子どもの権利について市民に関心と理解を深めてもらうため実施している事業の総称。

川崎市外国人教育基本方針

川崎市教育委員会は、1986（昭和61）年に「川崎市在日外国人教育基本方針 - 主として在日韓国・朝鮮人教育」を制定したが、その後、新しく来住する外国人市民の増加や国際的な人権保障の潮流等を踏まえ、1998（平成10）年に「川崎市外国人教育基本方針 - 多文化共生の社会をめざして」に改定した。この基本方針は、すべての子どもの学習権の保障、教育における内外人の平等、マイノリティの文化の尊重、日本人と外国人の相互の豊かさにつながる共生の教育の推進などを定めている。

川崎市子ども会議

子どもの権利条例第30条に基づく会議で、平成14年度から本格的に開催されている。子ども自身の自発的な運営により進められ、さまざまな活動をおし、子どもが主体的に子どもの意見をまとめている。まとめた子どもの意見は、市長へ提出することができる。

<http://www.city.kawasaki.jp/88/88syogai/home/kodomokaigi/index.htm>

川崎市子どもの意識調査

子どもにかかわる行動計画を策定するにあたり、子どもの声を聴くために、2004（平成16）年3月に小学校5年生～高校3年生年代の子どもたち9,000人を対象に無作為抽出によりアンケートを実施した。総合企画局、市民局、健康福祉局、教育委員会事務局が共同で取り組んだ。（資料編で報告書抜粋）

川崎市子どもの権利委員会

子どもの権利条例第38条により、市長の諮問に応じて市の子ども施策の検証を行う第三者的機関として設置。教育分野、福祉分野、人権分野などの学識経験者と公募市民の10人で構成されている。議事録は、ホームページに掲載されている。なお、第1期の権利委員会の活動について、報告書を作成している。

議事録 <http://www.city.kawasaki.jp/16/16gyozyo/home/kaigi/k-itiran.htm>

報告書 <http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kodomo/houkokusyo/index.htm>

川崎市子どもの権利に関する行動計画への意見～子どもの意見表明・参加を中心に～

川崎市子どもの権利委員会が、市長からの「子どもの権利に関する行動計画への意見」の諮問について審議し、その結果をまとめた答申書。2004（平成16）年8月に市長へ答申した。

http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kodomo/tosin_keikaku/index.htm

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書

川崎市と川崎市子どもの権利委員会が実施した、子どもの権利に関して基本となる一般的な事項と市長からの諮問にかかわる事項からなり、子ども（11～17歳）、おとな（18歳以上）、職員（学校・児童福祉施設等）を対象にしたアンケートとマイノリティの子ども（親が外国人の子ども、障害のある子ども及び児童養護施設等に入所している子ども）へのヒアリング等による調査結果の報告書。

<http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kodomo/houkoku/index.htm>

川崎市子どもの権利に関する週間

11月20日の「かわさき子どもの権利の日」前後に、子どもの権利についての学習や学校のさまざまな活動を地域に公開する等、「より開かれた学校づくり」を推進する一環として設けられた。

川崎市子どもの権利に関する条例

2000（平成12）年12月21日、市議会において全会一致で可決成立し、2001（平成13）年4月1日から施行された全国初の子どもの権利に関する総合条例。条例案づくりは子どもをはじめとする市民参加の中で進められた。全文は、資料編参照。

条例 <http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kodomo/jyonituite.htm>

解説書 <http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kodomo/kaisetu.htm>

条例制定過程 http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kodomo/katei/katei_top.htm

川崎市子ども夢パーク

2003（平成15）年7月に、子どもの権利に関する条例の「子どもの居場所」「子どもの活動拠点」を具現化する施策の1つとして設置された施設。子ども夢パーク全体の運営方法や決めごと、行事などは、子どもの参加で決定している。

住所 〒213 0033川崎市高津区下作延1500 6 / 電話 044 811 2001 / ファックス 044 850 2059

<http://home.h00.itscom.net/yumepark>

川崎市次世代育成支援対策行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「かわさき子ども総合プラン」の後継プランとして策定した。2005（平成17）年度から10年間の計画。

川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議

川崎市における人権及び男女共同参画関連施策の総合的な推進を図るために設置された会議。副市長（助役）を会長、市民局長を副会長に各局区室長を委員とする。

川崎市総合計画

川崎市の将来像を見据えながら、川崎市の今後の進むべき方向性やそのための取組内容を具体的に示す計画。

基本的な市政運営の方針や政策の基本方向を掲げる10か年程度の「基本構想」、基本構想に基づく施策・事業の具体的な取組内容及び事業目標等を示した3か年の「実行計画」、実行計画期間内に重点的、戦略的に取組む施策をとりまとめた「重点戦略プラン」から構成される。平成17年度から実施。

川崎市多文化共生社会推進指針

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざすことを目的とした川崎市の指針。

川崎市立多摩病院

2005（平成17）年度に多摩区（JR登戸駅隣）に開設予定の市立の総合病院。

教育相談員

不登校、いじめ、体罰等の教育にかかわる相談に対応するため、総合教育センター教育相談センターに配置されている非常勤職員。

教育文化会館・市民館

市民の生涯学習を支援するための川崎市の教育機関であり、市民ホールを有し社会教育法で規定する公民館としての機能をもつ。

こども家庭支援センター

児童福祉法第44条の2で規定される児童家庭支援センターで、子どもや家庭の悩みなどの相談に応じる窓口。平成16(2004)年4月に総合福祉施設「しゃんぐりら」(幸区)内に開設。

子どもの権利条例ホームページ

川崎市ホームページのサイトの一つで、子どもの権利条例制定過程、条例施行後の動き、子どもの権利委員会に関する事など、子どもの権利条例に関する情報を提供している。

<http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kodomo/index.htm>

子どもの権利ノート

児童養護施設(用語説明参照)等に入所する子どもに配付し、子ども自身が権利を学ぶことで、生活の不安を軽減したり、相談・救済の方法を伝えたりすることを目的に作成されている冊子。

子どもの参加に関する検証結果について

川崎市子どもの権利委員会が、市長からの「子どもの参加について」の諮問に基づき、市の子ども施策を検証し、2003（平成15）年11月に市長へ答申した報告書。

<http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kodomo/tosin/mokuzi.htm>

こども文化センター

こども文化センターは、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設（児童館）。児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的に、市内に59ヶ所設置されている。乳幼児の子育て支援活動の場として、中・高生の居場所として、また、青少年関係団体や市民活動の地域拠点としても利用されている。

<http://www.kawasaki-shiminkatsudo.or.jp/seisyonen/kobun/index.html>

こどもページ

子どもを対象としたホームページで、川崎市ホームページのトップページからアクセスできる。子どもに関する市のさまざまな情報を子どもにわかりやすく提供している他、常時「こどもページ」に対する子どもの意見を募集している。

<http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kidspage/index.html>

さ行

市が講じた措置及び講じようとしている措置

子どもの権利条例第40条に基づき、川崎市子どもの権利委員会からの答申「子どもの参加に関する検証結果について」に対して、2004（平成16）年3月、市が公表した措置報告書。正式名称は、「川崎市子どもの権利委員会からの答申『子どもの参加に関する検証結果について』の提言に対して川崎市が講じた措置又は講じようとしている措置」。

<http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/kodomo/soti/mokuji.htm>

児童虐待防止連絡協議会

児童虐待の早期発見、処遇の向上、総合的な防止対策を講じること等、必要な調査研究を行うことを目的として開催される協議会で、児童福祉、医療、司法、教育などの幅広い分野の委員で構成されている。

児童相談所

児童福祉法第12条に基づき、児童の福祉に関する事項について、相談や調査・判定、指導・一時保護などの業務を行う機関。中央児童相談所（高津区）、南部児童相談所（川崎区）がある。

<http://www.city.kawasaki.jp/35/35tyuzi/home/jidou/index.htm>

児童福祉施設

児童福祉法第7条に規定されている、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターをいう。

児童の権利に関する条約

1989（昭和61）年国連で採択された条約で、日本は1994（平成6）年に批准している。一般的には「子どもの権利条約」と言われている。全文は外務省ホームページに掲載されている。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>

児童養護施設

児童福祉法第41条に基づく児童福祉施設。保護者のいない子どもや虐待されている子どもなどを入所させて養護し、併せて退所した子どもに対する相談その他の自立を援助することを目的とする施設で、市内には、新日本学園（中原区）、川崎愛児園（宮前区）の二つの民間施設がある。

市民グループ等

この行動計画では、青少年育成団体、PTA、ボランティア活動グループ、NPO法人、地域で子どもにかかわる活動をしているグループ及びグループのネットワーク等を「市民グループ等」と位置付けている。

人権オンブズパーソン

川崎市人権オンブズパーソン条例に基づき、子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権侵害について、簡易に安心して相談や救済の申立てができる制度。子どもの権利条例では、第35条で規定されている。平成14年5月から業務を開始。

http://www.city.kawasaki.jp/75/75sioz/home/jimu/ichiran_i60.htm

総合教育センター幼児教育センター

川崎市教育委員会の総合的な研究・研修・相談機関である総合教育センターに設置されている、幼児教育について研究する機関。

相談機関

この行動計画では、直接子どもからの相談を受け付けている市の機関を指す。事業としては、子どもの権利救済に関わる相談（人権オンブズパーソン）、児童相談（児童相談所）、教育相談（教育委員会）、ヤングテレホン相談（市民局）、思春期保健電話相談（区役所保健福祉センター及び男女共同参画センター（健康福祉局所管事業））、子どもの虐待相談（児童虐待防止センター）など。

育ち・学ぶ施設

児童福祉法に規定する保育園、児童養護施設等の児童福祉施設や、学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、専修学校、各種学校等を指す。

た 行

地域子育て支援センター

専門の職員を配置し、地域の子育て家庭の育児不安等についての相談や助言、子育てに関する情報提供、子育てサークルの育成・支援を行う機関。市内8か所（川崎区2、高津区2、宮前区1、多摩区1、麻生区2）に設置されている。

中学校区・行政区の子ども会議

中学校区(全市で51)、行政区(全市で7)でそれぞれ地域教育会議との連携により実施されている子ども会議。子どもの自主的な参加、運営による活動を目指している。

ともに学びあい支えあう学校づくり

川崎市子どもの権利委員会による子どもの参加に関する施策の検証過程のなかで論議され、2003（平成15）年8月に出された答申（「子どもの参加に関する検証結果について」）で示された学校づくりに関する考え方。「開かれた学校」をより具体的に進めるために、学校の構成員である子どもが、学校での授業をはじめとしたさまざまな活動に、主体的に参加できることが重要であるという考え方である。そのために、子どもを支える教職員、保護者、地域住民が、子どもの意見を十分聴き、子どもとともに考え、ともに活動することで、子どもとおとな、子どもと子ども、おとなとおとなが、互いに学びあい支えあう学校運営を目指すもの。

な 行

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、ともに地域で暮らすことのできる社会を実現するという理念。

は 行

副教材の活用支援等

「川崎市の水道」（水道局）、「くらしとごみ」（環境局）、「わたしたちのくらしと税金」（財政局）などの副教材を作成し学校へ配布したり、見学会等を開催したりして、学校や地域で子どもたちが、市政やまちづくりについて実践的な学習ができるように支援している各局の事業。

保健福祉センター

機構改革により、2003（平成15）年4月から、従来の保健所と福祉事務所を統合して保健福祉センターとなった。区役所機構の中に位置づけられており、保健・福祉の連携を図り、充実したサービスの提供を行っている。

ま 行

まちづくり学習

そこに住み、働き、学ぶ人たちが、生活の場であり、共有財産である「まち」を、快適で安心でき、安全であるようにしていく主体的な取組としての「まちづくり」と、市民とくに将来の主役である現在の子どもたちが「まちづくり」に参画していくために必要な価値観の形成を支援する「教育」という2つの社会的要素による協働活動のことをいう。「まち」の将来を左右する鍵をにぎっていると言われている。

まちは友だち！

子どもたちがまちとかかわるきっかけとして、遊び感覚で楽しくまちづくりについて学べるように作成された、小学生向けのまちづくり副読本。毎年市内全小学校3年生に配布。地域への関心、まちづくりへの参加、ルールの発見をねらいとしている。

民生委員・児童委員

地域から推薦され、厚生労働大臣から委嘱を受け、地域での児童福祉等を支える活動を行う。川崎市では、1,489人（2004（平成16）年12月現在、主任児童委員を含む。）が委嘱されている。

民族文化講師ふれあい事業

地域に暮らす外国人市民に、学校の授業等において自らの民族文化や国等について講義や実演をしてもらうことで、日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重しあい、ともに生きる豊かな社会を築いていこうとする意識や態度を育むことをねらいとする事業。1997（平成9）年度から講師派遣を行っている。

メンタルフレンド

不登校や引きこもりの子どもの話し相手や遊び相手（メンタルフレンド＝心の友）のこと。川崎市では、主に心理学を学ぶ大学生が、ゆうゆう広場に通う子どもたちの相談、活動の相手になっている。

や行

ゆうゆう広場

さまざまな要因により、登校したくても登校できず、家に引きこもりの状態にあるか、またはその状態に近い児童生徒に対し、教育相談、体験活動等多様な活動を行い、その子どもの状態にあった支援を行う事業（適応指導教室）を行う施設の愛称。教育委員会が直接運営、市内3か所（幸区、多摩区、麻生区）で開設。

わ行

わくわくプラザ

放課後や土曜日及び夏休みなど休校日（日曜・祝日・年末年始を除く。）に、小学校の空き教室などを活用したわくわくプラザ室を中心に校庭や体育館などを使って、遊び、文化・スポーツ的活動などをおして同じ学年の児童や異年齢間の児童の交流を促進し、仲間づくりを支援する事業。2003（平成15）年度から市内すべての市立小学校で開設し活動している。

<http://www.kawasaki-shiminkatsudo.or.jp/seisyonen/wakuwaku/index.html>